

**令和 6 年度 第 2 回佐倉市児童通所支援事業所連絡会
第 2 回療育支援・教育部会
議事要録**

I. 日時:令和 6 年 7 月 4 日(木)

1. 児童通所支援事業所連絡会 10:00～12:00
2. 療育支援・教育部会 14:00～16:00

II. 場所:南部地域福祉センターB 棟1階研修室

III. 議事

1. 児童通所支援事業所連絡会

- (1) 障害者差別解消法の概要
- (2) 令和 6 年度報酬改定に伴う個別支援計画の取扱いの変更
- (3) 障害児通所支援のご利用の手引き(案)
- (4) 保育所等訪問支援事業の概要
- (5) 次回以降に議論等を行う事項の検討
- (6) その他

2. 療育支援・教育部会

- (0) 第2回児童通所支援事業所連絡会の報告
- (1) 障害者差別解消法の概要
- (2) 令和 6 年度報酬改定に伴う個別支援計画の取扱いの変更
- (3) 障害児通所支援のご利用の手引き(案)
- (4) 保育所等訪問支援事業の概要
- (5) 次回以降に議論等を行う事項の検討
- (6) その他

4. 議事概要

1. 佐倉市児童通所支援事業所連絡会

- (1) 障害者差別解消法の概要

○事務局から、障害者差別解消法の概要(令和 6 年 4 月 1 日から事業者に対する合理的配慮の提供が義務化されたこと等)について説明。

- (2) 令和 6 年度報酬改定に伴う個別支援計画の取扱いの変更

○事務局から、令和 6 年度報酬改定に伴う個別支援計画の取扱いの変更について説明。

・基本報酬における時間区分の創設や、延長支援加算の見直し、個別支援計画の様式変更等が行われたため、関係通知を確認の上、対応いただきたい。

(3) 障害児通所支援のご利用の手引き(案)

○事務局から、障害児通所支援のご利用の手引き(案)について説明。

・障害児通所支援の利用を検討している保護者向けに、対象者や手続の流れ、利用者負担額等を記載した手引き(案)を作成。

・対象者について、佐倉市は手帳取得等の要件を課してはいないが、療育支援の必要性が認められることが必要。

(4) 保育所等訪問支援事業の概要

○さくらんぼ園から、保育所等訪問支援事業の概要について説明。

・当該事業は、保護者からの依頼を受けて、児童が保育所等集団生活を営む場に訪問支援員が定期的に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援や、支援方法に関する情報共有やアドバイスを行うもの。

(5) 次回以降に議論等を行う事項の検討

○出席者から、次回以降に議論等を行いたい事項等についてアイデア出し。

(6) その他

○次回は 10 月 3 日(木)(8月は開催せず)に開催。

2. 療育支援・教育部会

(0) 第 2 回児童通所支援事業所連絡会の報告

○事務局から、1(5)の概要について報告

(1) 障害者差別解消法の概要

(2) 令和 6 年度報酬改定に伴う個別支援計画の取扱いの変更

(3) 障害児通所支援のご利用の手引き(案)

(4) 保育所等訪問支援事業の概要

○1(1)～(4)と同様

(5) 次回以降に議論等を行う事項の検討

○出席者から、次回以降に議論等を行いたい事項等についてアイデア出し。

(6)その他

○次回は10月3日(木)(8月は開催せず)に開催。

(以 上)